

母子生活支援施設の施設としての特性に関する一考察 ——母子生活支援施設の機能と支援に着目して——

A Study on the Characteristics of Maternal and Child Living Support Facilities as Institutions: Focusing on the Functions and Support of Maternal and Child Living Support Facilities

泊 明希佳

Akika Tomari

第1章 はじめに

現在、保育士養成校（以下「養成校」）において保育実習は必修科目として定められており、養成校に通う学生（以下「保育学生」）は、保育所等での実習と保育所等以外の児童福祉施設や障害者支援施設等での実習（以下「施設実習」）の両方を経験する。施設実習の実習先には、社会的養護を担う施設である乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・児童相談所の一時保護施設がある¹⁾。また、障害のある子どもや成人を対象とした施設である児童発達支援センター・障害児入所施設・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等がある¹⁾。このように、施設実習はその施設種別の多様さから、保育学生自身が配属されている施設のみならず、他の施設の機能や多様な専門性をもつ職員の専門性などについても理解しておく必要がある¹⁾。

松藤ら（2016）は、保育学生が施設実習で体験することのできる施設は、多くの場合、一つか二つであると述べた上で、保育士の質を高めるためには、全ての児童福祉施設やそこで求められる技術・知識について十分に理解することが必要であるとしている²⁾。そして質の高い保育士の養成のためには、それぞれの実習施設における体験や学びについて把握しておくこと、そして、それをふまえた事前・事後指導を行っていくことが重要であると松藤ら（2016）は述べている²⁾。

しかし、先述したように施設実習は実習施設の施設種別が多様であり、事前指導において施設種別ごとの必要な情報や知識を伝えることの困難さを生じさせているという現状にある。そのため、施設種別ごとの必要な情報や知識を伝えることの困難さを解消することは、養成校で実習指導を担当する教員にとって喫緊の課題であるといえよう。したがって、養成校で実習指導を担当する教員自身の施設理解、施設を利用する子どもや利用者への理解が重要となる。藤田（2016）は児童養護

施設での実習を終えた学生を対象にアンケート調査を実施した上で、施設実習が保育学生にとって不安なく、学びの多いものにするためには、障害児入所施設、障害者支援施設等に関する研究の必要性について指摘している³⁾。筆者自身も、現在、養成校において実習指導を担当しており、藤田(2016)が指摘している障害児入所施設、障害者支援施設といった障害のある子どもや成人を対象とした施設に関する研究³⁾のみでなく、施設実習は社会的養護を担う施設もその対象であることから、社会的養護を担う施設に関する研究の必要性も感じている。

特に、母子生活支援施設は児童福祉施設でありながら、母親とその子どもがともに入所し、生活の場で日常生活支援を受けることができるという点で、他の社会的養護を担う施設と大きな違いがある。『母子生活支援施設運営指針(2012)』においても、母子生活支援施設は児童福祉施設でありながら、その母親も一緒に世帯単位で入所していることが大変重要な点であると記されている⁴⁾。松藤ら(2016)は、施設実習における施設種別による学びの差異について検討しており、母子生活支援施設の施設としての特性が、その研究結果に影響していると思われる²⁾と述べている。以上をふまえ、筆者としては、母子生活支援施設の施設としての特性を養成校において実習指導を担当する教員が把握し、必要な情報や知識として事前指導の段階で保育学生に対して伝えることは、実習指導の改善につながると考えている。そこで、本稿においては母子生活支援施設の施設としての特性について先行研究から知見を得ることを研究の目的とする。そして、得られた知見をもとに実習事前指導の質の向上を目指すための一助としたい。

本稿の構成を以下に示す。まず、『母子生活支援施設運営指針(2012)』や『母子生活支援施設運営ハンドブック(2013)』、母子生活支援施設に関する先行研究をもとに、母子生活支援施設の概要について述べる。次に、母子生活支援施設の機能や支援について整理し、最後に、総合考察と今後の展望について述べる。

第2章 母子生活支援施設の概要

児童福祉法における母子生活支援施設の取り扱い

母子生活支援施設は、母子世帯を対象とした入所型の児童福祉施設であり、従来は「母子寮」という名称であった⁵⁾。1997(平成9)年の児童福祉法改正により、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」が追加され、それに伴い施設名称が母子生活支援施設へと変更された⁵⁾。そして、児童福祉法第38条において「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所したものについて相談その他の援助を行う」と規定された⁵⁾。『母子生活支援施設運営ハンドブック(2013)』では、母子を入所させることによる「住居提供」が母子生活支援施設の重要な役割であることに加え、一人一人の入所者に合わせた「自立促進」のための支援の重要性について記されている⁵⁾。さらに、『母子生活支援施設運営ハンドブック(2013)』では、入所者にとっての「自立」「自立支援」について施設職員が多角的に検討する姿

勢について記されている⁵⁾。そして、「自立促進」は、就労による所得の安定が必要であるものの、「自立促進=就労」という単線的なものではないとしている⁵⁾。

母子生活支援施設に入所する母子が抱える生活問題

母子生活支援施設の「自立」「自立支援」をめぐる研究には、武藤（2013）による自立支援計画に着目したものがある⁶⁾。その研究において武藤（2013）は、自立支援計画策定の前提となる「自立」の捉え方について共有化が図られていないことや、「退所」と「自立」との関係についても明確でないと指摘している⁶⁾。その理由は、母子生活支援施設に入所する母子は、複雑で多様な生活問題を抱え、入所に至っているためである⁶⁾。次節では、母子生活支援施設に入所する母子が抱える生活問題にはどのようなものがあるのかについて、母子生活支援施設の入所理由に着目して検討していきたい。

母子生活支援施設の入所理由

『児童養護施設入所児童等調査の概要（2023）』によると、母子生活支援施設への入所理由は、「配偶者からの暴力（以下「DV」）」が50.3%で最も高く、次いで「住宅事情による」が15.8%、「経済的理由による」が10.6%となっている⁷⁾。『母子生活支援施設の現状と課題（2008）』においても入所理由はDVが最も多いことが示されている⁸⁾。さらに、『母子生活支援施設の現状と課題（2008）』によると、「経済的理由による」は下位にあるものの、「DV」「住宅事情による」などの原因には「経済的理由による」が共通してあるとみられるとしている⁸⁾。さらに、多様で重い課題のある母子の利用が増加していると、「虐待を受けた子どもの増加」「障害のある母親と障害のある子どもの増加」「低所得世帯の多さ」「外国籍の利用者の増加」をあげている⁸⁾。また、児童虐待をしてしまう親に対しての支援ニーズが高まるなかで、母子生活支援施設の機能を活用することも求められている⁸⁾。

母子生活支援施設に入所している母親の就業状況

就業状況については、『児童養護施設入所児童等調査の概要（2023）』によると、母子生活支援施設の入所世帯の母親の59.6%は就業している⁷⁾。就業の形態については「臨時・日雇・パート」が40.1%と最も高く、「常用勤労者」が13.8%となっている⁷⁾。また「不就業」については、39.2%となっている。そのうち、不就業の理由については、「精神的・身体的障害がある」が27.8%と最も高く、次いで「疾病・虚弱である」が15.0%、「条件にあった求人なし」が13.0%となっている⁷⁾。就業している母親の仕事の種類については、「サービス業従事者」が29.3%と最も高く、次いで「専門・技術従事者」が17.4%となっている⁷⁾。母子生活支援施設入所世帯の令和4年の年間所得分布については、「平均所得金額」として165万円となっており、一般家庭の545万7千円（令和4年国民生活基礎調査）の3割程度に止まっている⁷⁾⁹⁾。

以上をふまえると、母子生活支援施設に入所している母親は、就業している場合においても経済

的な面での生活問題は解消されない場合が多いことが窺える。そして、その原因は生活問題が多様であり、さらには複合的であるという可能性を示唆している。このことが、『母子生活支援施設運営ハンドブック (2013)』で「自立促進=就労」という単線的なものではないとされる背景にあると考えられる。一方で「DV」「住宅事情による」などの原因には「経済的理由による」が共通してあるとみられていることから、就労による所得の安定は母子生活支援施設に入所している母親にとってやはり必要であろう。また、母子生活支援施設は入所者の自立促進のための支援を行う施設であるが、その支援の対象は母子であり、当然ながら入所する子どもの自立のための支援も重要である。

第3章 母子生活支援施設の機能と支援

前述したが、児童虐待をしてしまう親に対しての支援ニーズが高まるなかで、母子生活支援施設の機能を活用することも求められている⁸⁾。母子生活支援施設の機能を活用することにより、在宅では養育困難な虐待ケースも、母子一体で生活しながら24時間体制の見守りと支援を受けて親子関係の再構築を図ることができる⁸⁾。また、虐待などで母子分離に至った親子の再統合に際しても、母子生活支援施設の機能を活用することで、より安全で確実な親子の再統合を目指すことができる⁸⁾。これらは、母子生活支援施設の生活の場において母子双方に支援を行うことができるという施設としての特性をいかしたものである⁸⁾。したがって、この章では母子生活支援施設の施設としての特性とは具体的にどのようなものなのかについて検討するために、母子生活支援施設の機能と入所する母子に対する支援に着目していきたい。

さまざまな課題のある母子世帯の児童の適切な養育を保障し、権利を擁護する機能

表1は『母子生活支援施設の現状と課題 (2008)』をもとに筆者が作成したものである。

表1 さまざまな課題のある母子世帯の児童の適切な養育を保障し、権利を擁護する機能

-
- ① DV被害、児童虐待、経済的困窮等さまざまな家庭環境のなかで、「育ち」を守られなかった子どもに、生活の基盤を再構築するとともに母子での安心・安全な生活を保障すること
 - ② 保育所、学校、さらに必要に応じて医療機関等と連携し、子どもの学ぶ権利、育つ権利を保障すること
 - ③ 母のPTSDや、障害などにより、衣・食・住等の日常生活が保障されなかった子どもに日常生活支援を提供すること
 - ④ 信頼できる大人(職員)との出会い、安全な環境(施設)により、子どもが子どもとして守られ、年齢に応じた育ちを保障すること
 - ⑤ こうした支援を通じて、種々の負の世代間連鎖を断ち切ること
-

表1は、母子生活支援施設に主に入所する子どもを対象とした機能を示している。表1の②の「学ぶ権利」に関して、佐藤ら(2022)は母子生活支援施設の重要な支援の機能の一つであると述べており¹⁰⁾、『母子生活支援施設運営指針(2012)』においても「子どもへの支援」として「子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等の相談支援を行う」と記されている⁴⁾。ま

た、表1の①で示しているような不安定な家庭環境は子どもにさまざまな影響を与えることから、母子生活支援施設における学習支援に関する研究が行われている。下村ら（2008）は学習支援を通じた子どもとの関わりが子どもの自己信頼の回復につながったこと¹¹⁾を報告している。また、学習支援に関しては、母親への働きかけや子どもと家族とのつながりを考えた支援を行うことが重要であると小川ら（2019）は述べている¹²⁾。これらの研究は、学習支援のもたらす効果から、母子生活支援施設に入所する子どもに対する支援の重要性を指摘するものであると佐藤ら（2022）は述べている¹⁰⁾。

母子の親子関係を保障し、母子分離することなく母と子の育ちを支援する機能

表2は『母子生活支援施設の現状と課題（2008）』をもとに筆者が作成したものである。

表2 母子の親子関係を保障し、母子分離することなく母と子の育ちを支援する機能

-
- | | |
|---|--|
| ① | 母自身の自己肯定感の回復を支援し、生活支援・子育て支援を含めた母へのさまざまな支援を提供しながら、総合的に母による子育てを支援すること |
| ② | 児童虐待には、危機対応・介入、必要に応じた施設内での母子分離、母と子への個別対応、見守りなどを行い、子どもを虐待から守りながら、母子関係の調整を図ること |
| ③ | 児童虐待の原因には、貧困や母自身の幼時の被虐待経験、DV被害などがあり、さらにそうした成育歴から養育技術を獲得していないことなどがある。そのため幼時に「育ち」を保障されなかった母の「育ち」を支援することにより、良好な母子関係構築につなぐこと |
| ④ | 病後児保育、夜間保育、休日保育、早朝保育、レスパイトケアのための保育等、子育て支援を実施し、母親の就労支援、自立支援につなぐこと |
-

前述したが、母子生活支援施設への入所理由はDVによるものが最も多い。DVは、夫から逃げることのできない「無力感」、子どもたちに暴力を受けている自分をさらけ出していることの「屈辱感」、子どもを守ることのできない「罪悪感」等から、自己評価を低くさせる¹³⁾。母子生活支援施設に入所した後は、心理的な支援とともに、自己肯定感の回復への支援が重要である¹³⁾。また、表2の①にあるように、「母による子育て」を支援することも重要である。母子生活支援施設の利用者のなかには、子育ての知識も経験もないまま母にならざるをえなかったという母親もいる¹³⁾。母子生活支援施設は、入所する母子の生活の場で子育て支援を受けることができる場所である¹³⁾。表2の③にあるように、母自身の成育歴から子育てのやり方を教わるができなかった母親、母自身が幼少期に子どもとしての生活を守られてこなかった母親もいる。そのため、母子の生活の場で子育て支援を受けられることは母子生活支援施設の施設としての特性を活用したものであるといえよう。また、就労による所得の安定は、経済的な自立へとつながるため、表2の④にあるように母親の就労支援も重要である。母子生活支援施設に入所している母親の学歴については、『母子生活支援施設における支援事例（2009）』で中学卒は28.3%、高校卒までの母親は75.9%と示されている¹³⁾。したがって、母親の「資格を取りたい」「高校を卒業したい」といった学びを支えることは、自己肯定感

の回復や経済的な自立へとつながる¹³⁾。

安定した生活基盤の形成や子どもの進学・就職を支援し、「貧困」「虐待」などの世代間連鎖を防止する機能

表3は、『母子生活支援施設の現状と課題 (2008)』をもとに筆者が作成したものである。『母子生活支援施設の現状と課題 (2008)』では、母子生活支援施設に入所している母親646名を対象とした母親自身の子ども時代の経験についてのアンケート調査を実施しており、その結果、児童福祉施設に入所していた母親43名 (6.6%)、生活保護受給家庭であった母親65名 (10.0%)、被虐待経験のある母親132名 (20.5%)、面前DVの経験のある母親223名 (34.5%) であったと報告している⁸⁾。表2の③でも示しているように、母自身の幼少期の貧困や被虐待、DV被害といった過酷な体験が、母子生活支援施設に入所に至る要因となっている⁸⁾。そのため、適切な支援の提供によって「貧困」「虐待」の世代間連鎖を断ち切ることが重要である⁸⁾。

表3 安定した生活基盤の形成や子どもの進学・就職を支援し、「貧困」「虐待」などの世代間連鎖を防止する機能

-
- ① 子どもの自己肯定感の回復の支援とともに、子どもの学齢期の学童保育の実施、中高生への進学のための支援等、学習を保障し、貧困の世代間連鎖を防止すること
 - ② 信頼できる大人(職員)との出会いや、暴力によらない人間関係の構築を支援すること
 - ③ 子どもが社会人として自立していくことに必要なソーシャルスキルの獲得を支援すること
-

表4は、『母子生活支援施設運営指針 (2012)』をもとに筆者が作成したものである。表4の④で示している「意向をくみ取る」ためには小川ら (2019) が述べているよう母親への働きかけが重要である¹²⁾。また、進学に際した母親への働きかけは、表2の①で示している「母による子育て」を支援することにもつながると考えられる。母子生活支援施設に入所する母親の就業状況や所得については、安定しているとは言い難い世帯も多い。『母子生活支援施設における支援事例 (2009)』では、学歴による就労機会の少なさや就労環境の低位性から、より困難な生活状態へと結びついているとしている¹³⁾。「貧困」の世代間連鎖を断ち切るためにも、進学へと結びつける表4の⑥のような支援は重要であると考えられる。

『母子生活支援施設における支援事例 (2009)』では、母子生活支援施設内ではじめられた「無料の学習塾」に関する記載があり、その中で、学習指導を行う大学生のボランティアの存在が、母子生活支援施設に入所する子ども自身の将来のイメージモデルになることに貢献していることを報告している¹³⁾。母子生活支援施設に入所する母親の学歴をふまえても、母子生活支援施設に入所する子どもの周囲には大学生という存在がなく、大学進学のイメージさえもっていない場合もある¹³⁾。母子生活支援施設に入所する母親の「資格を取りたい」「高校を卒業したい」といった学びを支えることと同様に、母子生活支援施設に入所する子どもの学びを支えることは自己肯定感の回復や経済的な自立へとつながると考えられる。

表4 母子生活支援施設運営指針における学習や進路に関する「子どもへの支援」

-
- ① 落ち着いた学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図る
 - ② 安心して学校に通えるように、宿題、支度等の学校生活に関する支援を行う
 - ③ 自由に意思や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや意見の発見に努める
 - ④ 進学への支援は、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う
 - ⑤ 進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行う
 - ⑥ 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行う
-

地域の中の児童福祉施設としての母子生活支援施設の機能

表5は、『母子生活支援施設の現状と課題（2008）』をもとに筆者が作成したものである。

表5 地域の中の児童福祉施設としての母子生活支援施設の機能

-
- ① トワイライトステイ、ショートステイなどの子育て支援を充実すること
 - ② 地域の母子世帯、子育て家庭などに開かれた相談の実施と、さらに充実させること
 - ③ 児童相談所、保育所、学校、要保護児童対策協議会、市区町村社会福祉協議会などと連携し、要保護児童、見守り・支援等が必要な世帯の早期発見、早期対応ネットワークを構築すること
-

母子生活支援施設を退所した後は、地域で生活する母子世帯となり、地域支援の対象となる⁸⁾。一方で、在宅で地域生活をしている母子世帯もある⁸⁾。そのため、母子生活支援施設は、地域の母子世帯と子育て世帯へのサービス提供を目指す必要がある⁸⁾。表5の①については、『母子生活支援施設運営指針（2012）』では「地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難になった場合」としている⁴⁾。また、DV等の理由による緊急利用も受け入れるために、24時間体制の受け入れや広域利用、緊急時に対応するためのマニュアルや、他機関とのネットワーク構築が必要であるとしている⁸⁾。

前述した母子生活支援施設内の「無料の学習塾」の事例では、入所する子どものみでなく、補習機会の少ない地域の受験生の参加も報告されている。『母子生活支援施設における支援事例（2009）』では「塾代などの補習にかかわる費用」という記載があるため、補習機会が少ない地域の受験生とは「地域に住む塾代などの補習にかかわる費用を捻出することが困難な家庭」の子どもであることが窺える。このように地域で生活する子ども全てを支援の対象とすることは、地域の中の児童福祉施設である母子生活支援施設の重要な役割であると考えられる。

第4章 総合考察

以上、母子生活支援施設の施設としての特性について先行研究から知見を得ることを目的に研究を行った。その結果、母子生活支援施設の施設としての特性は、生活の場において母子双方に支援を行うことができることであることが示された。そして、母子生活支援施設に入所する母子は、さまざまな生活問題を抱えており、入所理由として最も多い理由はDVであるものの、その背景には「経済的理由による」ものがあることが示唆された。そのため、『母子生活支援施設運営ハンドブック (2013)』において「自立促進＝就労」という単線的なものではないとしながらも、就労による所得の安定の必要性が確認された。また、就労には母親の学歴との関連があるため、母親の学びの支援をすることが自己肯定感の回復や経済的な自立へとつながると考えられる。また、母子生活支援施設に入所する子どもへの学習支援は、その母親同様に自己肯定感の回復や経済的な自立へとつながることが示唆された。

本稿では、母子生活支援施設の施設としての特性に関する知見を先行研究から得るために、母子生活支援施設の概要や、母子生活支援施設の機能や支援に着目した。そのため、母子生活支援施設における施設実習実施に関しては言及していない。今回の研究で得られた知見は、筆者自身の実習事前指導に役立てていくとともに、施設実習での保育学生の体験や学びについても検討し、一層の事前指導の改善を図りたい。

引用文献

- 1) 一般社団法人全国保育士養成協議会. (2018). 保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2「協働」する保育士養成：中央法規出版株式会社.
- 2) 松藤光生・中村恭子. (2016). 施設実習における実習施設種別による学びの差異：中村学園大学・中村学園短期大学研究紀要, 第48号, 65-71.
- 3) 藤田 了. (2016). 保育士養成課程における施設実習の課題に関する一考察－学生のアンケート調査を通じて－：奈良保育学院研究紀要, 第17号, 103-111.
- 4) 厚生労働省. (2012). 母子生活支援施設運営指針.
- 5) 子ども家庭庁. 社会的養護：<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo> (2024.10.1最終閲覧)
- 6) 武藤敦士. (2013). 母子生活支援施設における自立支援計画の在り方について：人間福祉学研究第6巻, 第1号, 105-123.
- 7) 子ども家庭庁. 令和4年度児童養護施設児童等調査の概要：
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf (2024.10.1最終閲覧)
- 8) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会. (2008). 母子生活支援施設の現状と課題：第1回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会提出資料, 1-12.
- 9) 厚生労働省. 2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/>

k-tyosa/k-tyosa22/index.html (2024.10.1最終閲覧)

- 10) 佐藤ちひろ・松倉佳子. (2022). 母子生活支援施設の支援に関する研究の動向：白鷗大学教育学部論集第16巻, 第1号, 19-38.
- 11) 下村美刈・日下部美衣. (2008). 母子生活支援施設児童への学習支援について：愛知教育大学教育実践総合センター紀要, 第11号, 279-286.
- 12) 小川恭子・福玉大輔. (2019). 母子生活支援施設における学習支援の現状と課題：藤女子大学 QOL 研究所紀要第14巻, 第1号, 15-23.
- 13) 厚生労働省. 母子生活支援施設における支援事例：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dcp.pdf> (2024.10.1最終閲覧)

